

入札説明書等に関する質問回答書（２回目）等

事業名：高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業

- 本質問回答書（２回目）は、令和３年１１月２日（火）から１１月９日（火）に受け付けた高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業の入札説明書等に関する質問を入札説明書等の項目順に整理し、その回答を記載したものとする。
- 本質問回答書（２回目）には、入札説明書等に関する個別確認書及び個別提案書のうち、一般的な（入札参加者に共通の）確認及び提案が含まれていると機構が判断した項目への回答も含まれている。
- 回答欄に**太字ゴシック**で記載されている箇所は、変更・修正・追記・留意等に該当する項目となる。
- 「本質問回答書（２回目）」の後に「入札説明書等に関する追記事項」を掲載するため、あわせて確認のこと。

< 総 括 >

書類名	番号	数量
入札説明書等に関する質問回答書（１回目）		
① 入札説明書	１～４	４
② 様式集	５	１
③ 要求水準書／本文	６～１２	７
④ 要求水準書／資料・閲覧資料	１３	１
⑤ 落札者決定基準	－	０
⑥ 基本協定書（案）	－	０
⑦ 事業契約書（案）	１４～１６	３
⑧ その他	１７	１
⑨ 「改定個別確認回答書」より	１８～２３	６
入札説明書等に関する追記事項		
１ LIBORに替わる基準金利の指標について		
２ 大学共同利用機関の法人化に伴うPFIの取扱について		

令和３年１１月２６日

大学共同利用機関法人

高エネルギー加速器研究機構

入札説明書等に関する質問回答書（2回目）

＜ ① 入札説明書に関する質問 ＞

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
1	サービス購入費の支払い	19	1	27						サービス購入費は、国からの国庫債務負担行為等を裏付けに、貴機構から事業者を支払われるものと想定しております。事業契約締結までに、貴機構による長期間に及ぶサービス購入費支払いの裏付けとなるものをご提示頂くことは可能でしょうか。	本事業の事業契約締結時期は令和4年4月を予定しているが、第4期中期目標・中期計画（令和4年度から令和9年度 [現在策定中であり事業契約締結時期に公表予定]）において本事業に関し「PFI事業として老朽化した中央特高受変電設備更新事業を実施する」ことを規定するとともに、国による財源措置及び予算措置については、本質問回答書（2回目）の後の入札説明書等に関する追記事項の「 2 大学共同利用機関の法人化に伴うPFIの取扱いについて 」に依拠するものとする。
2	金融機関による担保設定	22	2	1						資金調達のため、金融機関に対して、事業者の事業契約上の地位及び権利義務の譲渡、事業者が設立する特別目的会社の株式への担保設定、貴機構に対して有する本施設の施設整備業務及び維持管理業務に係る債権の譲渡並びに質権設定及びこれの担保提供は、貴機構からのご承諾頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	資金調達のために行われる、事業者の事業契約上の地位及び権利義務の譲渡、株式への担保権設定並びに機構に対して有する債権の譲渡及び質権設定等については、 機構が合理的な理由なく承諾を拒否することはない 。ただし、当該譲渡又は担保権設定等に関して、 事前に機構と金融機関等との間で協定を締結することを条件とする 。
3	資金調達方法	22	2	3	(3)					資金調達方法について、コーポレートファイナンスを採用することは可能でしょうか。	本事業では、選定事業者の資金調達方法についての規定はないが、機構の事業契約相手（選定事業者）として「特別目的会社（SPC）」を設立することを必須としていることから、 機構としては「コーポレートファイナンス」ではなく「プロジェクトファイナンス」を想定（前提と）していることについて十分考慮すること 。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
4	LIBORに替わる基準金利	31	別紙	2	(1)	2)				LIBORに替わる基準金利の指標は「入札説明書等に関する質問回答書」に提示するとありますが、これは「入札説明書等に関する質問回答書（2回目）の公表」との理解でよろしいでしょうか。	よろしい。本質問回答書（2回目）の後の入札説明書等に関する追記事項の「 1 LIBORに替わる基準金利の指標について 」を参照のこと。

< ② 様式集に関する質問 >

番号	質問項目	頁	章	様式番号	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
5	金利支払額	67	1	31						長期事業収支計画表（損益計算書）の作成について、「売上」項目に計上されている各「金利支払額」ですが、「営業外損益」内の「受取利益」として計上すべきではないでしょうか。	ご指摘の「金利支払額」は、機構の選定事業者からの借入に対する払利息とも位置付けられるが、 本事業では「機構から支払われる対価」の（内訳の）一部としての位置付けを採用（上位概念と）している。 なお、「様式集」の「事業計画に関する提案書の作成にあたっての注意事項・様式31・8 営業外損益」についても参照のこと。

< ③ 要求水準書／本文に関する質問 >

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
6	東京電力の受電切替え工事の想定作業内容	13	2	5	(3)	5)	①			東京電力の受電切替え工事（電力引込み工事）は、どのような施工を想定していますでしょうか。選定事業者として、既設同等の設備より、追加で設備等を設置する必要はありますか。	東京電力パワーグリッド（株）（以下「東電PG」という。）による受電切替え工事（電力引込み工事）の施工法方等について、入札参加者は、 東電PGと事前の協議を十分実施すること。ただし、機構と東電PGの責任分解点や工事負担金等に関する事項については、自らが判断（対応）することなく、機構に報告し、機構の指示を受けること。 なお、選定事業者による施工方法等については、選定事業者の提案によるものとし、東電PGの基準等に基づくとともに、既設同等を超える設備等を設置する必要がある場合は、選定事業者の負担（入札金額に含める。）とする。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
7	既設機器絶縁油内PCB含有の場合について	14	2	5	(3)	6)	②			既設機器絶縁油内PCB含有と判断された場合は、どのような対応とすればよろしいでしょうか。	既設機器絶縁油内にPCBが含有されていると判断された場合、移設可能な機器は、当該機器（絶縁油を含む。）の撤去及び機構が定める構内PCB保管施設への移設を行うこととする。また、移設不可な機器は、現状の据付位置のままとし、PCB漏洩対策を講じることとする。以上までを選定事業者の業務範囲とし、当該機器（絶縁油を含む。）を機構に引渡した上で、PCBの処分及び費用は、機構の負担により実施する。
8	既設屋外ヤード（機器撤去後）の状態	14	2	5	(3)	6)	③	ア		撤去後の床面を同一レベルにすると記載がありますが、既設屋外ヤードはレベルが異なっている（GLとGL+200mm）箇所があるのですが、2つのレベルでそれぞれ平らな状態にすることよろしいでしょうか。	よろしい。各々のレベルによって、既設コンクリートヤードのスラブ面に合わせること。
9	既設屋外ヤード（機器撤去後）の状態	14	2	5	(3)	6)	③	ウ		既設機器の基礎内埋込ベースは、多少スラブ面より5mm程度突出していますが、研り撤去する対象という理解でよろしいでしょうか。	基礎内埋込ベースの突出する5mm程度を切断し、既設屋外ヤードの各々のレベル（GLとGL+200mm）で、平らな状態にすること。ただし、詳細な計画書（施工計画書及び施工要領書等を含む。）を作成し、機構と十分に協議の上、機構の承諾を得ること。
10	既設屋外ヤード（機器撤去後）の状態	14	2	5	(3)	6)	③	ウ		屋外ヤード基礎上の地下ピット用換気口は、残置でよろしいでしょうか。	よろしい。
11	維持管理業務	17	3	3	(1)	3)				巡視点検業務を実施する者より提供される本施設に関する情報とはどのような内容が提供される予定でしょうか。	機構が定めるつくばキャンパス電気保安規程の点検内容のうち、別途発注となる本施設の「巡視点検業務」の結果報告や本事業に関わる「故障・事故報告書」などを提供する予定である。
12	維持管理業務	17	3	3	(1)	3)				本施設の巡視点検業務を実施する者より提供される本施設に関する情報の分析及び提言	よろしい。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										等については6か月ごとに作成とありますが、2年目・5年目・10年目については、6か月ごとに作成する内容と同様にするという理解でよろしいでしょうか。	

< ④ 要求水準書／別表・資料等に関する質問 >

番号	質問項目	資料番号 閲覧資料名称	00 枚目	上段 中段 下段	左右	—	質問	回答
13	レコーダについて	資料9					中央受電棟2階のインテリジェントレコーダーおよび電力記録装置は、中央特高受変電設備機器からの新外線ケーブルの布設のみと考えます。ケーブル接続替えや出力側の確認・設定変更等が必要な場合は、貴機構の所掌という理解でよろしいでしょうか。	中央特高受変電設備機器からの新外線ケーブルの布設のみではなく、 ケーブル接続替えや出力側の確認・設定変更等が必要な場合には、当該業務についても、選定事業者の業務範囲とする。

< ⑤ 落札者決定基準に関する質問 >

なし

< ⑥ 基本協定書（案）に関する質問 >

なし

< ⑦ 事業契約書（案）に関する質問 >

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	—	質問	回答
14	従事職員名簿の提出	22	6		43					第43条に規定される事業者は従事職員の名簿を、維持管理期間の開始日までに機構に提出するものとなっておりますが、実作業員については維持管理期間の開始日までに提出することは難しいと考えます。実作業員の名簿の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第43条の「従事職員」には実作業員も含むので、名簿の提出が必要となる。ただし、実作業員の名簿を維持管理期間の開始日までに提出することができない いやむを得ない事由がある場合には、機構は、当該名簿の提出期限を合理的な範囲で変更すること に応じるものとする。
15	非常時、緊急時対応の際の費用	24	6		53	2				第53条に規定される非常時、緊急時の対応について機構からの追加支払は発生しないとなっておりますが、こちらは当該対応時に必要となる費用を契約時に単価設定等の形で	事業契約書（案）第53条第2項に規定のとおり、非常時、緊急時の対応は、事業者が、サービス購入費の範囲内で機構からの追加の支払を受けることなく（すなわち自ら

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	-	質問	回答
										予め決めておくという理解でよろしいでしょうか。	の費用負担で) 実施しなければならない事項であり、その 費用の単価等を事業契約において定めることはない 。なお、ここでの非常時・緊急時の対応とは、現状以上に人的な被害や物的な損害などを拡大させないことを目的とした限定的な対応（修補や更新等までは含まないもの）であるとともに、 当該対応については、あらかじめ機構と事業者が協議の上、計画書を作成していることに留意 すること。
16	事業契約書（案）の章番号									事業契約書（案）において、第4章の次章が第6章となっておりますが、こちらは現事業契約書（案）の章番号をそのまま使用する理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）中、「第6章」を「第5章」に修正するとともに、それ以降の章番号も1つずつ減算して修正する。

< ⑧ その他に関する質問 >

番号	質問項目	質問項目(補足)	質問	回答
17	計測盤有無について		電子用電子加速器コントロール棟の既設図面にニチコン製の計測盤の記載があります。現地調査時に実機確認ができなかったため、現在の有無をご教示願います。	現在は使用（管理）されていないため、本事業の範囲対象外とする。

< ⑨ 「改定個別確認回答書（要求水準書／本文）」より >

番号	確認項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	確認	回答
18	東京電力受電切替工事の期間	13	2	5	(3)	5)	①			東京電力からの受電切替え工事は、どの程度の期間を想定されてますでしょうか。	送電線停止期間は、1回線に付き連続3日間となる。ただし、 送電線切替えまでの期間については、本事業の施工期間を十分考慮すること 。参考までに、機構としては、全ての受電切替え工事期間は、1か月程度を想定している。
19	筑波変電所へのバックアップ回線について	13	2	5	(3)	5)	④			筑波変電所への他変電所からの6.6kVバックアップ回線は、「日光」、「大穂」、「AR」から供給可能となっております	現時点では、変電所を特定していない。ただし、実際の施工時には、 機構内の実験研究スケジュールに十分配慮した

番号	確認項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	確認	回答
										が、どの変電所からの供給を想定されてますでしょうか。	上で、施工による影響を最小限とすることとし、事前に詳細な計画書（施工計画書及び施工要領書等を含む。）を作成し、機構と十分に協議の上、機構の承諾を得ること。
20	筑波変電所の仮設対応	13	2	5	(3)	5)	⑥			「機構内の主要施設」の仮設対応リストには、筑波変電所の記載はありませんが、バックアップ回線の切替に際し10分以上停電が伴ったとしても仮設対応は不要と考えてよろしいでしょうか。	筑波変電所の仮設対応は、機構管理の中央変電所既設自家発電装置によるものとし、停電時間が10分を超えることが想定される場合は、 選定事業者の負担（入札金額に含める。）において停電に向けた負荷側操作などの対応（準備だけの場合を含む。）を実施するものとする。
21	既設無停電電源設備切替工事	13	2	5	(3)	5)	⑥			切替中の既設無停電電源設備の負荷停止は、令和7年1月1日以前に実施可能と考えてよろしいでしょうか。	よろしい。ただし、切替えに際して、 無停電電源装置の負荷となる中央監視制御装置の停止時間による影響を最小限に抑えるものとし、事前に詳細な計画書（施工計画書及び施工要領書等を含む。）を作成し、機構と十分に協議の上、機構の承諾を得ること。
22	既設無停電電源設備切替工事の制約	13	2	5	(3)	5)	⑥			既設無停電電源設備の切替に際して、停電時間等の制約はございますでしょうか。	切替えに際して、 無停電電源装置の負荷となる中央監視制御装置の停止時間による影響を最小限に抑えるものとし、停電時間等は、選定事業者の提案によるものとする。 参考までに、夏季（毎年8月初旬）に実施するつくばキャンパス受変電設備定期点検整備期間内であれば、原則として停電時間等の制約は設けていない。
23	電源切替の事前作業	14	2	5	(3)	6)	②			事前作業として特別高圧変圧器と中性点接地抵抗器等のPCB分析は、令和7年1月1日以前の作業は実施可能と考えてよろしいでしょうか。	停電を伴わないことを前提条件とし、PCB分析対象機器の処分が可能かどうかを確認出来るのであれば、令和7年1月1日以前の作業実施も含め、選定事業者の提案によるものとする。

以上

入札説明書等に関する追記事項

1 LIBORに替わる基準金利の指標について

入札説明書の別紙2(1)の「2) 施設費相当と消費税及び地方消費税額並びに金利支払額」を以下のように変更する。

<変更前>

略

金利支払額の算定に当たって、元金均等支払を前提とする支払金利によって算出する。支払金利は、基準金利と入札参加者の提案による利回り格差（スプレッド）の合計とし、基準金利は、午前10時現在の東京スワップレファレンスレート（TSR）としてT e l e r a t e 1 7 1 4 3 ページに掲示されている6か月LIBORベース15年もの（円／円）金利スワップレートとする。ただし、当該基準金利がマイナスの場合、本事業において「基準金利0%」と読み替えるものとする。（LIBORに替わる基準金利の指標は、「入札説明書等に関する質問回答書」において提示する予定である。）

略

<変更後>

略

金利支払額の算定に当たって、元金均等支払を前提とする支払金利によって算出する。支払金利は、基準金利と入札参加者の提案による利回り格差（スプレッド）の合計とし、基準金利は、Refinitiv（登録商標）より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TSR）としてT e l e r a t e 1 7 1 4 3 ページに掲示されているTONAベース15年もの（円／円）金利スワップレートとする。ただし、当該基準金利がマイナスの場合、本事業において「基準金利0%」と読み替えるものとする。

注) 上記の規定において使用している用語などは、TONA TSRの提供が初動期であるために今後変更されることも想定されるが、その場合にあっては、趣旨が変わらない範囲であれば読み替えるものとし、これらのことについて疑義が生じた場合には、入札参加者は機構に問い合わせること。

略

2 大学共同利用機関の法人化に伴うPFIの取扱について

番号1への回答にある「2 大学共同利用機関の法人化に伴うPFIの取扱について」を、次ページ以降に添付する。

平成15年4月14日
文 部 科 学 省

大学共同利用機関の法人化に伴うPFIの取扱いについて

大学共同利用機関の法人化については、国立大学法人法が本国会で成立した場合は、平成16年4月1日から大学共同利用機関法人に移行することとなる。この場合、国とPFI事業者が締結した事業契約に係る債権債務は、大学共同利用機関法人に承継されることとなり、事業契約は契約変更により大学共同利用機関法人とPFI事業者との契約となる。それに伴い、国の国庫債務負担行為は消滅することとなるが、その際債務を承継した大学共同利用機関法人のPFIについて、文部科学省は下記の措置を講じることとする。

(文部科学省の措置)

1. 本事業は、平成13年3月30日に閣議決定された第2期科学技術基本計画を踏まえて平成13年4月18日に策定された「国立大学等施設緊急整備5か年計画」に基づく事業であり、文部科学省は、我が国の科学技術政策上、本事業の確実な履行が必要不可欠であると考えており、大学共同利用機関が法人化された際にも、かかる政策上の観点から、大学共同利用機関法人がPFI事業契約上の義務を事業期間に亘り履行できるよう下記2. の手続きを通じて所要の措置を講じるものとする。
2. 大学共同利用機関が法人化された際に、文部科学省は、国立大学法人法第三十条に基づき主務大臣として定める中期目標において本事業の履行を大学共同利用機関法人に対して指示するとともに、中期目標を踏まえて大学共同利用機関法人が作成する同法三十一条に規定する中期計画において、PFI事業契約上の義務が履行されるように計画せしめ、平成11年4月の中央省庁等改革推進本部決定「中央省庁等改革の推進に関する方針」の「財源措置の考え方」及び「予算措置の手法」を踏まえ、所要の措置を行うものとする。
当該中期計画の期限が到来する際にも、文部科学省は大学共同利用機関法人がPFI事業契約上の義務を継続的に履行できるように、上記と同様の措置を講じるものとする。

【参考】

中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月中央省庁等改革推進本部決定）（抄）

○財源措置の考え方

ア 独立行政法人は、一般的には独立採算制を前提とするものではない。独立行政法人への移行後は、国の予算において所要の財源措置を行うものとする。

イ なお、独立行政法人に対する移行時の予算措置に当たっては、移行前に必要とされた公費投入額を十分に踏まえ、当該事務及び事業が確実に実施されるように、十分に配慮するものとする。

○予算措置の手法

ア 独立行政法人に対する予算措置については、主務大臣が予算要求を行うものとする。

イ 独立行政法人に対する国の予算措置については、中期計画に定めるところに従い、運営費交付金及び施設費等を毎年度の予算編成の中で確実に手当する。

国立大学法人法（案）（抄）

（中期目標）

第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する事項
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 三 財務内容の改善に関する事項
- 四 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

（略）

(中期計画)

第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

(略)

附則

(略)

(権利義務の承継等)

第九条 国立大学法人等の成立の際現に国が有する権利及び義務（整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号。以下この項及び次条において「旧特別会計法」という。）附則第二十一項の規定により旧特別会計法に基づく国立学校特別会計（中略）のうち、各国立大学法人等が行う第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立大学法人等が承継する。

(略)